

議案第 1 1 号

工事請負契約（国道 3 1 3 号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P 5 ～ A 2））（補助改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道 3 1 3 号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P 5 ～ A 2））（補助改良）
- 2 工 事 場 所 倉吉市石塚
- 3 契約の相手方 国道 3 1 3 号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P 5 ～ A 2））（補助改良）富士ピー・エス・高野組特定建設工事共同企業体

代表者 鳥取市松並町二丁目 1 6 0 番地 城北ビル

株式会社富士ピー・エス鳥取営業所

所長 大 村 康三郎

東伯郡琴浦町大字赤碕 8 1 7 番地 7

株式会社高野組

代表取締役 高 力 久 美

- | | |
|--------------|---|
| 4 契約金額 | 523,380,000円 |
| 5 工事費の減による減額 | 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。 |
| 6 工事完成期限 | 本契約締結の翌日から436日を経過する日 |
| 7 契約締結の方法 | 技術提案評価型総合評価競争入札 |